

# 東日本高速道路株式会社

## 第8期定時株主総会

### 報告事項

事業報告	・・・	P 1
連結貸借対照表	・・・	P 19
連結損益計算書	・・・	P 21
連結株主資本等変動計算書	・・・	P 22
連結注記表	・・・	P 23
貸借対照表	・・・	P 28
損益計算書	・・・	P 31
株主資本等変動計算書	・・・	P 32
個別注記表	・・・	P 33
連結計算書類に係る会計監査人監査報告謄本	・・・	P 38
会計監査人監査報告謄本	・・・	P 39
監査役会の監査報告謄本	・・・	P 40

(添付書類)

## 事 業 報 告

〔 平成24年4月 1日から  
平成25年3月31日まで 〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

##### ① 総括

当連結会計年度における日本の経済は、消費が堅調に推移する中で、東日本大震災からの復興需要等により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られました。その後、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなりましたが、年末ごろからは為替相場において円高が是正されてきたことで輸出環境が改善し、大企業を中心に企業収益に回復の兆しが見られたことや国の政策効果が徐々に発現するなど、景気回復への転換が期待される状況にありました。

このような事業環境のなか、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりになき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制に基づき、適正かつ効果的に業務を遂行してきました。

高速道路事業では、東日本大震災で被災した高速道路の本復旧工事を鋭意進め、平成24年12月に工事を完了するとともに、2道2区間を新たに開通しました。

また、平成24年11月には、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社と共同で、経年劣化が進む高速道路の資産を将来にわたって、健全な状態で管理し、お客さまに安心して利用していただくために必要な方策を検討するため、「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会」を設置しました。

さらに、中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道の笹子トンネル上り線で平成24年12月に発生した天井板落下事故を受け、トンネル天井板の緊急点検及びトンネル内道路附属物のうち重量構造物に係る点検を実施し、お客さまの走行に支障となる損傷がないことを確認しました。

道路休憩所事業では、3箇所のサービスエリア等を「ドラマチックエリア」としてリニューアルを行い、サービスの快適性、利便性及び多様性を一層高め、地域経済や観光の振興にも努めました。

当連結会計年度の営業収益は8,404億61百万円(前期比0.07%増)、営業利益は76億98百万円(前期比60.0%増)、経常利益は108億79百万円(前期比51.5%増)となり、この結果、82億75百万円の当期純利益(前期純利益は45億15百万円)となりました。

各部門の概況は次のとおりです。

## ② 部門別の状況

### I 高速道路事業

高速道路事業につきましては、安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路ネットワークの早期整備に向け高速道路の新設及び改築に取り組んでまいりました。

高速道路の管理事業につきましては、当連結会計年度末現在で管理延長が計42道路3,677kmとなった高速道路の安全と快適をお客さまにいつも実感していただけるよう、騒音低減効果及び雨天時の事故防止効果の高い高機能舗装の整備（約560km車線）等を進めてきました。そして、高速道路の災害対応としましては、東日本大震災で被災した13路線の高速道路の路面の段差やうねり、路面下に生じた損傷などの本復旧工事を平成23年9月より着手し、平成24年12月に完了しました。加えて、グループ一体としての目標管理や業務評価の導入等、さらなるグループ内の連携強化・一体感の醸成を図りながら、事業を推進してまいりました。

また、福島第一原子力発電所の事故により警戒区域等から避難されている方を対象として平成23年6月から国の施策に基づき開始した通行料金の無料措置を当連結会計年度も継続するとともに、平成24年4月に開通した常磐自動車道南相馬～相馬間における通行料金の無料措置を実施いたしました。そして、「東北復興観光支援パス」や「北海道ETC夏トクふりーぱす」等の企画割引を実施したほか、北陸自動車道の栄スマートインターチェンジの運用開始を含め、計35箇所のスマートインターチェンジの適切な管理運営を行うことにより、お客さまの利便性向上と地域との連携強化を図りました。

一方、高速道路の新設事業につきましては、計10道路295kmの区間で、4車線化拡幅等の改築事業につきましては、計19道路86kmの区間で実施しました。当連結会計年度の新規開通区間は次のとおりです。常磐自動車道につきましては、東日本大震災の影響により震災後約2か月間工事が中断され、人員確保・工事資機材調達が非常に厳しい中、平成24年4月に開通することができました。また、道央自動車道につきましては、供用時期を約4か月前倒しすることができました。

#### 【新設】2道2区間（24.1km）

道路名	区間	延長
高速自動車国道		
道央自動車道	大沼公園IC～森IC	9.7km
常磐自動車道	南相馬IC～相馬IC	14.4km

※平成25年4月27日に、首都圏中央連絡自動車道東金JCT～木更津東IC間（42.9km）が開通しました。

この結果、当連結会計年度において、全体計画延長3,948kmの約93%にあたる3,677kmの高速道路ネットワークを形成させました。高速道路の新設・改築にあたっては、良好な沿道環境の保全や地域との調和を図るため、遮音壁の設置や盛土のり面の樹林化等を進め、地球温暖化防止等にも寄与すべく努力してまいりました。

また、新技術の活用等によるコスト削減の取組みにつきましては、高炉スラグの路盤材への採用、スケールメリットを活かした資材の直接調達、照射面積が拡大されるよう改良したトンネルの新型照明灯具の採用等によるコストの削減が当社の経営努力によるものと認定され、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）との協定に基づき助成金を獲得いたしました。

当連結会計年度の料金収入等は、国の料金施策の変更等により6,503億15百万円

(前期比15.5%増)となりました。また、上掲の各区間を新規に開通させたこと等に伴い、道路資産完成高は1,304億11百万円(前期比40.3%減)となりました。これらにより、高速道路事業における営業収益は7,807億26百万円(前期比0.1%減)となりました。

一方、機構との協定に基づく道路資産賃借料については、同協定の加算条項の適用等により4,489億15百万円(前期比17.6%増)となりました。また、その他の営業費用については、3,281億45百万円(前期比17.9%減)となりました。これらにより、高速道路事業における営業費用は、7,770億60百万円(前期比0.5%減)となりました。

この結果、当連結会計年度において、高速道路事業は36億65百万円の営業利益(前期は10百万円の営業損失)となりました。

※平成25年5月22日開催の取締役会において、首都圏中央連絡自動車道(栄IC・JCT～藤沢IC)等2区間の新設、仙台南部道路(仙台南IC～仙台南IC)の事業引継ぎ、12箇所のスマートIC整備等について、国土交通大臣あて有料道路事業許可変更申請を行うことを決議いたしました。

## II 受託事業

受託事業につきましては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等について、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度の受託事業における営業収益は174億43百万円(前期比1.6%増)、営業費用は174億44百万円(前期比1.0%増)となり、この結果、0.9百万円の営業損失(前期は1億9百万円の営業損失)となりました。

## III 道路休憩所事業

道路休憩所事業につきましては、当社が管理する309箇所(うち、当社が資産を保有する箇所は272箇所、当社の営業施設がある箇所は181箇所。309箇所のほか、営業休止中2箇所。)のサービスエリア・パーキングエリアをより魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、当社全額出資の子会社であるネクセリア東日本株式会社、株式会社ネクスコ東日本リテイル、株式会社ネクスコ東日本エリアサポート及び株式会社ネクスコ東日本ロジテムと一体となり、高速道路商業施設運営のスペシャリストとして、CS(顧客満足)の向上を図るとともに、業務執行の効率性を追求しながら、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度における営業施設の運営につきましては、「HEARTLINK NIPPON～つながり、こころ。ひろげよう出会い～」のスローガンの下、東日本大震災で被害を受けた地域の復興支援として、被災地域の特産品の販売拡充や、被災地域の食材を活かしたメニューの開発、販売等を行いました。

営業施設の建設につきましては、平成24年7月に館山自動車道市原サービスエリア(上り線)及び東北自動車道菅生パーキングエリア(下り線)、12月に東北自動車道那須高原サービスエリア(上り線)のリニューアルを実施し、地域の特色を活かしてお客さまの旅を演出する「ドラマチックエリア」をそれぞれオープンさせるなど、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めてまいりました。

以上の取組みや、営業施設店舗の売上高減により営業料収入が減少した一方で、株式会社ネクスコ東日本リテイルの運営店舗数が増加したこと、自動販売機の一部をネクセリア東日本株式会社による直営に変更したことなどにより、営業収益は455億29百万円(前

期比4.4%増)となりました。

一方、営業費用は、株式会社ネクスコ東日本リTAILの運営店舗数の増加及び自動販売機事業の直営化に伴う仕入原価の増加などにより、413億49百万円(前期比7.0%増)となり、この結果、41億79百万円の営業利益(前期は49億85百万円の営業利益)となりました。

#### IV その他の事業

その他の事業につきましては、都心へ通勤する会社員等の利便性及び環境への配慮を目的として、平成25年2月に自転車駐輪場を日比谷駐車場内に開業したほか、当社の会員カード「E-NEXCO pass」に関して平成25年2月よりイオン E-NEXCO pass 1周年記念キャンペーンを実施するなど、事業の拡大に努めてまいりました。さらに、日比谷駐車場事業、郡山トラックターミナル他1ヶ所におけるトラックターミナル事業、高速道路の高架下における占用施設活用事業等を行いました。

国内のコンサルティング事業としましては、国土交通省が事業促進PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)として発注した「三陸沿岸道路事業監理業務(気仙沼唐桑工区)」(10km)を受注し、平成24年6月より業務に着手しております。

海外事業の分野では、高速道路事業を通じて蓄積された技術とノウハウを活用して、インド-ハイデラバード外環道路事業等への技術支援を行っているほか、海外道路事業への参入に向けた検討を進めています。

当連結会計年度のその他の事業における営業収益は11億59百万円(前期比2.0%減)、営業費用は13億20百万円(前期比2.4%増)となり、この結果、1億61百万円の営業損失(前期は1億6百万円の営業損失)となりました。

## (2) 対処すべき課題

高速道路事業におきましては、安全・安心・快適・便利な高速道路のご利用を確保しつつ、機構との協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、高速道路ネットワークの形成を進めていく必要があります。特に、高速道路の管理につきましては、景気の動向等が交通動向や料金収入に与える影響を引き続き注視しつつ、政府方針に基づく料金に関する諸施策について、お客さまを第一に考え、適切かつ円滑な運用を図っていく必要があります。

これらの課題に適切に対処していくため、当社は、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体経営を一層推進し、グループ全体の効率性・生産性のさらなる向上に努めてまいります。あわせて、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、さらには広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

また、当連結会計年度は中期経営計画（平成23～平成25年度）の中間年度にあたり、「経営基盤の強化を図り、経営の安定、さらなる発展」を目指した諸施策を実施してまいりましたが、特に、経営上の重要な課題に対し迅速かつ的確な対応を行うため、経営を総覧するための会長職の設置並びに経営会議及び役員連絡会の設置など執行体制の強化を行ってまいりました。さらには、責任権限体制の一層の明確化とより効率的な業務執行体制の構築を目的として7本部制から5本部制への移行及び本社組織のスリム化を行ったほか、労働安全衛生の確保の観点からNEXCO東日本グループ労働安全衛生基本理念を新たに策定するとともに、平成25年4月1日に労働安全衛生推進委員会を設置しました。

この新しい執行体制の下、経年劣化が進む高速道路の長期保全及び更新への取組みなど高速道路の安全・安心の確保、常磐自動車道の早期全線開通といった道路建設事業の展開、休憩施設のリニューアル等について、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主各位におかれましては、今後とも当社グループの事業に対し、一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

### (3) 資金調達の状況

当期の道路建設等の資金に充てるため、次のとおり、総額800億円の普通社債を発行するとともに、金融機関9行2庫から総額350億円の借り入れを行い、総額1,150億円を調達いたしました。

種別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
東日本高速道路株式会社第17回社債	平成24年 5月17日	200億円
東日本高速道路株式会社第18回社債	平成24年 8月28日	200億円
東日本高速道路株式会社第19回社債	平成24年12月 4日	200億円
東日本高速道路株式会社第20回社債	平成25年 1月31日	200億円
長期借入金	平成24年 6月22日	150億円
長期借入金	平成25年 3月15日	200億円
合計		1,150億円

なお、道路建設等の事業資金に充てるために当社が負担している債務のうち、当期においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定に基づき、機構に帰属した道路資産に対応する750億円（社債債務600億円及び借入金債務150億円）の債務が機構に引き受けられました。

また、平成25年3月26日開催の取締役会において、平成25年度における普通社債及び長期借入金の調達限度額を3,672億円、短期社債及び短期借入金に係る残高の限度額を各500億円とすることをそれぞれ決議いたしました。

※平成25年5月22日開催の取締役会において、平成25年度における普通社債及び長期借入金の調達限度額を3,867億円に変更し、決議いたしました。

### (4) 設備投資の状況

#### ① 当期中に完成した主要設備

(高速道路事業)

道央自動車道新規開通に伴う大沼公園料金所ほか4料金所の新設(全5箇所)(スマートインターチェンジ分を含む。)

東北自動車道矢板料金所ほか28料金所ETC設備の新設(全29箇所)(スマートインターチェンジ分を含む。)

#### ② 当期継続中の主要設備の新設・拡充

(高速道路事業)

首都圏中央連絡自動車道新規開通に伴う茂原北料金所ほか10料金所の新設(全11箇所)(スマートインターチェンジ分を含む。)

道央自動車道札幌料金所ほか68料金所ETC設備の新設(全69箇所)(スマートインターチェンジ分を含む。)

(道路休憩所事業)

東北自動車道羽生パーキングエリア(上り線)の営業施設の改修(1箇所)

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	単位	平成 21 年度 第 5 期	平成 22 年度 第 6 期	平成 23 年度 第 7 期	平成 24 年度 第 8 期 (当連結会計年度)
営業収益 (売上高)	百万円	808,469	800,392	839,816	840,461
経常利益	百万円	12,442	11,898	7,179	10,879
当期純利益	百万円	7,245	7,797	4,515	8,275
1株当たり 当期純利益	円	69.00	74.26	43.00	78.81
総資産	百万円	788,246	800,534	727,777	814,774
純資産	百万円	151,659	159,433	163,974	172,248
自己資本比率	%	19.24	19.91	22.53	21.14
1株当たり 純資産	円	1,444.38	1,518.40	1,561.66	1,640.46

②当社の財産及び損益の状況

区分	単位	平成 21 年度 第 5 期	平成 22 年度 第 6 期	平成 23 年度 第 7 期	平成 24 年度 第 8 期 (当事業年度)
営業収益 (売上高)	百万円	781,336	771,298	804,680	803,236
経常利益	百万円	4,994	6,404	4,983	5,175
当期純利益	百万円	2,299	2,497	3,071	3,355
1株当たり 当期純利益	円	21.90	23.78	29.25	31.95
総資産	百万円	768,489	778,692	700,794	783,845
純資産	百万円	134,275	136,773	139,845	143,200
自己資本比率	%	17.47	17.56	19.95	18.26
1株当たり 純資産	円	1,278.81	1,302.60	1,331.85	1,363.81

(6) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
高速道路事業	道路管理事業 道路建設事業
受託事業	道路受託事業
道路休憩所事業	道路休憩所事業
その他の事業	駐車場事業 トラックターミナル事業 占用施設活用事業 ホテル事業 ウェブ事業 コンサルティング事業 海外事業 カード事業

(7) 主要な営業所

(平成25年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

- ・本社 (東京都千代田区)
- ・支社 北海道支社 (札幌市) 【 6 管理事務所、 2 工事事務所】
- 東北支社 (仙台市) 【 1 5 管理事務所、 4 工事事務所】
- 関東支社 (東京都台東区) 【 1 4 管理事務所、 6 工事事務所】
- 新潟支社 (新潟市) 【 4 管理事務所、 1 工事事務所】
- ・海外 インド事務所 (インド)

注) 平成24年3月末に北海道支社の1工事事務所を閉鎖し、平成24年4月1日に東北支社の1工事事務所を管理事務所に変更しました。

注) 平成24年4月20日に、関東支社に1工事事務所を新設しました。

※平成25年3月末に北海道支社の1工事事務所を閉鎖しました。

②主要な子会社の本店所在地

- 株式会社ネクスコ・トール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・トール関東 (東京都墨田区)
- 株式会社ネクスコ・トール北関東 (東京都荒川区)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング (東京都荒川区)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟 (新潟市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 (東京都足立区)
- 株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟 (長岡市)
- 株式会社ネクスコ・パトロール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・パトロール関東 (東京都文京区)
- 株式会社ネクスコ・サポート北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・サポート新潟 (新潟市)
- 株式会社ネクスコ東日本トラスティ (東京都港区)
- ネクセリア東日本株式会社 (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本リテイル (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本エリアサポート (東京都港区)
- 株式会社ネクスコ東日本ロジテム (東京都港区)
- 株式会社盛岡セントラルホテル (盛岡市)
- 株式会社ホームワークス (東京都渋谷区)

(8) 従業員の状況

(平成25年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業部門	従業員数	対前期比増減
高速道路事業	11,837名	56名減
受託事業		
道路休憩所事業	1,246名	3名増
その他の事業		
共通部門	363名	23名増
計	13,446名	30名減

②当社の使用人の状況

従業員数	対前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,189名	3名減	42.6歳	19.8年

注) 当社から社外への出向者を除き、社外からの出向者を含みます。

## (9) 重要な子会社の状況

## ① 重要な子会社の状況

(平成25年3月31日現在)

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクスコ・トール東北	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール北関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道	60 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟	40 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道	43 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	99 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス関東	90 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟	72 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・パトロール東北	60 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・パトロール関東	90 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート北海道	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート新潟	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
株式会社ネクスコ東日本トラスティ	45 百万円	100.0%	用地の取得・管理及び社屋等管理業務
ネクセリア東日本株式会社	15 億円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内商業施設の管理・運営業務
株式会社ネクスコ東日本リテイル	225 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内直営店舗運営業務
株式会社ネクスコ東日本エリアサポート	90 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内商業施設の管理点検業務及びコンシェルジュ業務
株式会社ネクスコ東日本ロジテム	150 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内店舗への配送等業務

株式会社盛岡セントラルホテル	55 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内直営店舗運営業務等
株式会社ホームワークス	20 百万円	100.0%	飲食店舗運営業務

注) 平成24年4月1日に、株式会社ネクスコ・サポート新潟、株式会社ネクスコ東日本パトロール、株式会社E-NEXCOパトロール及び株式会社ネクスコ・トール北関東は、それぞれの料金收受業務又は交通管理業務の事業領域を再編成し、株式会社ネクスコ・トール北関東の新潟地区における料金收受業務を株式会社ネクスコ・サポート新潟に承継するとともに、株式会社ネクスコ東日本パトロールの関東地区における交通管理業務を株式会社E-NEXCOパトロールに承継しました。

あわせて、株式会社ネクスコ東日本パトロールの商号を株式会社ネクスコ・パトロール東北に、株式会社E-NEXCOパトロールの商号を株式会社ネクスコ・パトロール関東にそれぞれ変更いたしました。

注) 株式会社ネクスコ東日本トラスティは、発行済株式の100.0%を保有していた株式会社リットを平成24年12月1日に吸収合併いたしました。

注) ネクセリア東日本株式会社は、株式会社ホームワークスの発行済株式を100.0%取得しました。これにより、株式会社ホームワークスは、平成25年3月27日にネクセリア東日本株式会社の完全子会社(当社の孫会社)となりました。

注) 株式会社盛岡セントラルホテルは、株式会社ネクスコ東日本リテイルの完全子会社(当社の孫会社)です。

## ② その他の重要な企業結合の状況

(平成25年3月31日現在)

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社NEXCO保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理店業務、生命保険募集業務、保険コンサルティング業務等
株式会社NEXCOシステムズ	50 百万円	33.3%	NEXCO3社の基幹となるシステムの運用管理業務
株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	NEXCO3社の高速道路技術に関する調査・研究・技術開発業務
ハイウェイ・トール・システム株式会社	75 百万円	24.0%	料金收受機械保守整備業務
東京湾横断道路株式会社	900 億円	33.3%	東京湾アクアライン、海ほたるパーキングエリアの管理・運営業務
東北高速道路ターミナル株式会社	10 億82 百万円	27.0%	仙台南トラックターミナル、郡山トラックターミナルの管理・運営業務
日本高速道路インターナショナル株式会社	4 億99 百万円	28.6%	高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理、その他高速道路に関する海外事業

注) 当社は、三菱重工業株式会社等が保有していたハイウェイ・トール・システム株式会社の発行済株式の一部を平成24年6月28日に取得したことにより、当社のハイウェイ・トール・システム株式会社に対する議決権比率が19.6%から24.0%となりました。

(10) 主要な借入先の状況

(平成25年3月31日現在)

借入先	借入金残高
みずほコーポレート銀行	87億90百万円
農林中央金庫	58億29百万円
三井住友銀行	53億19百万円
三菱東京UFJ銀行	52億68百万円
信金中央金庫	45億83百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

(平成25年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 420百万株
- ② 発行済株式の総数 105百万株
- ③ 株主数 2名
- ④ 1単元の株式数 100株

(2) 株主の状況

(平成25年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況		当社の株主への出資状況	
	持ち株数	議決権比率	持ち株数	議決権比率
国土交通大臣	104,952,251株	99.95%	—	—
財務大臣	47,749株	0.04%	—	—

注) 議決権比率は、小数点以下第2位未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

(平成25年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岩沙 弘道	取締役会長	三井不動産株式会社 代表取締役会長執行役員
廣瀬 博	代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	
斉藤 伸一	代表取締役兼専務執行役員 総務・経理本部長	
榊 正剛	取締役兼常務執行役員 経営企画本部長	
長尾 哲	取締役兼常務執行役員 管理事業本部長	
山内 泰次	取締役兼常務執行役員 建設・技術本部長	
鹿島 幹男	取締役兼常務執行役員 事業開発本部長	
南波 廣宜	監査役 (常勤)	
佐伯 博三	監査役 (常勤)	
秋山 和美	監査役 (常勤)	
清原 建	監査役	ジョーンズ・デイ法律事務所 パートナー弁護士

注) 平成24年6月28日開催の第7期定時株主総会において、以下のとおり決議されました。

- ・廣瀬博氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ・斉藤伸一氏、土屋彰男氏、長尾哲氏、山内泰次氏及び鹿島幹男氏は取締役に再任され、就任いたしました。

注) 平成24年9月13日開催の臨時株主総会において、以下のとおり決議されました。

- ・岩沙弘道氏及び榊正剛氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

注) 当期中 (平成24年9月13日) に辞任により退任した役員は、次のとおりであります。(役名は退任時)

- ・取締役 土屋 彰男氏

注) 南波廣宜氏、秋山和美氏及び清原建氏は会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。

注) 取締役岩沙弘道氏は、三井不動産株式会社代表取締役会長であり、当社は同社との間で本社社屋の賃貸借契約等を締結しております。

注) ジョーンズ・デイ法律事務所と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	備考
取締役	13人	139百万円	・取締役の報酬額 年額 200百万円以内 (平成17年9月21日開催 の創立総会決議)
監査役	4人	55百万円	・監査役の報酬額 年額 70百万円以内 (平成17年9月21日開催 の創立総会決議)
計	17人	195百万円	

注) 上記のほか、当期において役員退職慰労引当金 13 百万円を計上しております。

注) 上記報酬等の額には、第7期定時株主総会において退任した取締役5名及び臨時株主総会において退任した取締役1名に対して支給した退職慰労金 11 百万円を含んでおります。

注) 上記報酬等の額には、社外監査役3名に対する報酬等 38 百万円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

I 監査役 南波 廣宜

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは当事業年度に開催された19回全てに出席し、監査役会へは同17回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

II 監査役 秋山 和美

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは当事業年度に開催された19回の中18回に出席し、監査役会へは同17回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

III 監査役 清原 建

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは当事業年度に開催された19回の中18回に出席し、監査役会へは同17回全てに出席し、法律の専門家としての豊富な経験をもとに、主に、法令や

定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っています。また、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しています。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

## ② 責任限定契約の概要

当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。

当該定款に基づき当社が社外監査役である南波廣宜氏、秋山和美氏及び清原建氏と締結した当該契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記責任限定が認められるのは、社外監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	64 百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84 百万円

注) 表下段の額には、表上段の額を含んでおります。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針であります。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年4月27日開催の取締役会において決議いたしました「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、当事業年度では、平成24年7月18日及び8月30日開催の取締役会において所要の見直しを行い、次のように決議いたしました。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整える。

事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整える。また、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要な業務執行に係る決議、報告を行うとともに、経営会議を設置し、全社的に影響を及ぼす重要事項を十分に審議する。

また、経営の監督機能と業務執行機能の明確な役割分担のもと、取締役会の決議又は経営会議の審議に基づく代表取締役の定めた方針に従い業務を執行する体制を確立するとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。

内部監査の専属組織として、業務監査室を設置し、継続的な監査を実施する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然

として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の経営管理に関する社内規則を定め、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整える。

また、グループ会社における内部統制体制について指導・支援を行い、その整備に努めるとともに、グループ会社の内部監査を定期的実施する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設置する。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に所属する使用人については業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとする。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めることとする。

# 連 結 貸 借 対 照 表

平成25年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
<b>I 流動資産</b>		
現金及び預金	15,262	
高速道路事業営業未収入金	69,874	
未収入金	9,031	
有価証券	54,999	
仕掛道路資産	384,457	
その他のたな御資産	3,250	
受託業務前払金	9,553	
繰延税金資産	1,108	
その他	8,198	
貸倒引当金	△ 14	
流動資産合計		555,721
<b>II 固定資産</b>		
<b>1 有形固定資産</b>		
建物	45,306	
減価償却累計額	△ 12,757	32,549
構築物	45,946	
減価償却累計額	△ 10,407	35,538
機械及び装置	111,375	
減価償却累計額	△ 63,393	47,981
車両運搬具	25,598	
減価償却累計額	△ 17,588	8,010
工具、器具及び備品	11,217	
減価償却累計額	△ 7,208	4,008
土地		86,327
リース資産	3,362	
減価償却累計額	△ 1,471	1,890
建設仮勘定		2,518
有形固定資産合計		218,825
<b>2 無形固定資産</b>		
無形固定資産		10,184
無形固定資産合計		10,184
<b>3 投資その他の資産</b>		
投資有価証券		21,223
長期前払費用		1,683
繰延税金資産		3,186
その他		3,696
貸倒引当金		△ 177
投資その他の資産合計		29,612
固定資産合計		258,623
<b>III 繰延資産</b>		
道路建設関係社債発行費		429
繰延資産合計		429
<b>資 産 合 計</b>		<b>814,774</b>

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	109,065	
1年以内返済予定の長期借入金	5,079	
リース債務	638	
未払金	27,559	
未払法人税等	3,630	
預り金	2,436	
受託業務前受金	10,528	
前受金	1,683	
賞与引当金	4,034	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	92	
回数券払戻引当金	26	
その他	5,902	
流動負債合計	170,677	170,677
II 固定負債		
道路建設関係社債	339,533	
道路建設関係長期借入金	35,000	
長期借入金	2,726	
リース債務	1,361	
退職給付引当金	73,051	
ETCマイレージサービス引当金	6,216	
その他引当金	576	
のれん	4,661	
その他	8,720	
固定負債合計	471,847	471,847
負債合計		642,525
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金	52,500	
資本剰余金	58,793	
利益剰余金	60,980	
株主資本合計	172,274	172,274
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△ 25	
その他の包括利益累計額合計	△ 25	△ 25
純 資 産 合 計		172,248
負債・純資産合計		814,774

# 連 結 損 益 計 算 書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 営業収益		840,461
II. 営業費用		
道路資産賃借料	448,915	
高速道路等事業管理費及び売上原価	318,318	
販売費及び一般管理費	65,529	832,763
営業利益		7,698
III. 営業外収益		
受取利息	79	
土地物件貸付料	363	
持分法による投資利益	1,204	
その他	1,879	3,527
IV. 営業外費用		
支払利息	170	
その他	175	346
経常利益		10,879
V. 特別利益		
負ののれん発生益	1,905	
その他	566	2,472
VI. 特別損失		
固定資産除却損	214	
その他	53	267
税金等調整前当期純利益		13,084
法人税、住民税及び事業税	4,837	
法人税等調整額	△ 28	4,808
少数株主損益調整前当期純利益		8,275
当期純利益		8,275

連結株主資本等変動計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括 利益累計額	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金			
平成24年4月1日残高	52,500	58,793	52,705	163,998	△ 24	—	—	163,974
連結会計年度中の変動額								
当期純利益			8,275	8,275				8,275
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					△0			△0
連結会計年度中の変動額合計	—	—	8,275	8,275	△0	—	—	8,274
平成25年3月31日残高	52,500	58,793	60,980	172,274	△ 25	—	—	172,248

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 一 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結している。

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 22社

連結子会社の名称

(株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・トール北関東、  
(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、  
(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、(株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、  
(株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟、(株)ネクスコ・パトロール東北、  
(株)ネクスコ・パトロール関東、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ・サポート新潟、  
(株)ネクスコ東日本トラスティ、ネクセリア東日本(株)、(株)ネクスコ東日本リテイル、(株)ネクスコ東日本エリアサポート、  
(株)ネクスコ東日本ロジテム、(株)盛岡セントラルホテル、(株)ホームワークス

連結子会社のうち、(株)ホームワークスについては、新たに株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結子会社に含めることとしている。なお、支配獲得日を当連結会計年度末とみなしているため、貸借対照表のみを連結している。

当連結会計年度において、自己株式の取得に伴う議決権比率の増加により(株)リットを連結の範囲に含めることとしたが、他の連結子会社との合併により消滅したため、連結子会社数から除外している。

平成24年4月1日に、(株)ネクスコ東日本パトロールは(株)ネクスコ・パトロール東北に、(株)E-NEXCOパトロールは(株)ネクスコ・パトロール関東に、それぞれ商号変更している。

#### 二 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用している。

持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法適用の関連会社数 7社

会社等の名称

(株)NEXCO 保険サービス、(株)NEXCO システムズ、(株)高速道路総合技術研究所、ハイウェイ・トール・システム(株)、  
東京湾横断道路(株)、東北高速道路ターミナル(株)、日本高速道路インターナショナル(株)

#### 三 会計処理基準に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっている。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっている。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっている。

###### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法）を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

一部の連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

これによる経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微である。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。

③ ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上している。

④ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上している。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。過去勤務債務は、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を費用処理している。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上している。

⑦ ETC マイレージサービス引当金

ETC マイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

⑧ カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

開業費

5年間で均等償却している。

② 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成 17 年国土交通省令第 65 号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引渡した日に行っている。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。

なお、平成 21 年 3 月 31 日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が 50 億円以上の長期工事（工期 2 年超）については工事進行基準を適用している。

③ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 連結貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 340,000 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 220,000 百万円の担保に供している。
- (2) 当社の連結子会社である㈱ネクスコ東日本トラスティは、建物 636 百万円及び土地 159 百万円を、金銭消費貸借契約により借り受けた 1 年以内返済予定の長期借入金 33 百万円及び長期借入金 433 百万円の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	3,937,017 百万円
中日本高速道路(株)	5,455 百万円
西日本高速道路(株)	31 百万円
合 計	3,942,504 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

- ① 日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 11,267 百万円

- ② 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 295,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が 60,000 百万円、道路建設関係長期借入金が 15,000 百万円それぞれ減少している。

三 その他のたな卸資産の内訳

商品	434 百万円
未成工事支出金	396 百万円
原材料及び貯蔵品	2,419 百万円
合 計	3,250 百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 65 条の 7 及び第 65 条の 8 の規定により、有形固定資産から控除している圧縮記帳額は 256 百万円であり、その内訳は以下のとおりである。

建物	158 百万円
土地	98 百万円
合 計	256 百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

#### 4. 金融商品に関する注記

##### 一 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産（以下単に「高速道路資産」という。）に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達している。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達している。

一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っている。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社においては、運転資金等をその用途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその用途とする長期の資金調達を行っている。

長期の資金調達においては、固定金利による調達（社債等）の比率を高め、その余を変動金利による調達（金融機関からの借入）によっていることから、金利変動リスクは最小限にとどめている。また、変動金利による調達（金融機関からの借入）に関しては金利変動リスクがあるが、市中における金利環境及び当該借入金の借入期間を考慮のうえ、返済までの金利変動リスクは限定的であると判断されることから、デリバティブは利用していない。

なお、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っている。

###### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合もある。

##### 二 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,262	15,262	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	69,874 △14		
	69,859	69,859	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	55,200	55,200	0
② その他有価証券	241	241	—
(4) 高速道路事業営業未払金	(109,065)	(109,065)	—
(5) 未払金	(27,559)	(27,559)	—
(6) 道路建設関係社債	(339,533)	(355,815)	(16,281)
(7) 道路建設関係長期借入金	(35,000)	(35,000)	—
(8) 長期借入金	(7,806)	(7,892)	(86)

(\*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除している。

(\* ) 負債に計上されているものについては、( ) で示している。

##### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

###### (1) 現金及び預金並びに(2)高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

###### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

###### (4) 高速道路事業営業未払金並びに(5)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

###### (6) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっている。

###### (7) 道路建設関係長期借入金並びに(8)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り算する方法によっている。

##### (注2) 非上場株式等（連結貸借対照表20,781百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

5. 賃貸等不動産に関する注記

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設（土地を含む）等を有している。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものである。

二 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	3,610	3,610
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	79,450	79,474

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。

6. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,640.46 円
一株当たり当期純利益金額	78.81 円

7. 重要な後発事象に関する注記

(重要な契約の変更)

当社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を変更することを、平成25年5月22日開催の取締役会にて決議している。

協定の相手	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
変更時期	平成25年6月(予定)
変更内容	一般国道6号(仙台南部道路(仙台若林JCT~仙台南IC))の、宮城県道路公社からの事業の引継ぎ、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道(栄IC・JCT~藤沢IC及び大栄JCT~松尾横芝IC))の事業の追加、太田PAの整備及びスマートIC12箇所の事業化、並びに計画料金収入及び道路資産の貸付料の増額等
変更による影響	当該変更により、協定上の計画料金収入及び道路資産の貸付料が増額となるが、影響額は未確定である。

## 貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額		
資 産 の 部			
I 流動資産			
現金及び預金		13,073	
高速道路事業営業未収入金		69,878	
未収入金		7,675	
未収収益		1	
短期貸付金		440	
有価証券		54,999	
仕掛道路資産		385,556	
商品		8	
原材料		627	
貯蔵品		836	
受託業務前払金		9,595	
前払金		429	
前払費用		287	
その他の流動資産		5,975	
貸倒引当金		△ 14	
流動資産合計			549,372
II 固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	1,971		
減価償却累計額	△ 682	1,288	
構築物	39,137		
減価償却累計額	△ 6,779	32,358	
機械及び装置	109,269		
減価償却累計額	△ 62,346	46,923	
車両運搬具	23,317		
減価償却累計額	△ 16,130	7,187	
工具、器具及び備品	6,356		
減価償却累計額	△ 4,115	2,240	
土地		0	
リース資産	209		
減価償却累計額	△ 112	97	
建設仮勘定		1,207	91,304
無形固定資産			4,414
B 関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	25,676		
減価償却累計額	△ 7,346	18,329	
構築物	6,074		
減価償却累計額	△ 3,116	2,957	
機械及び装置	1,823		
減価償却累計額	△ 844	978	
工具、器具及び備品	210		
減価償却累計額	△ 129	80	
土地		72,990	
リース資産	0		
減価償却累計額	0	0	
建設仮勘定		684	96,021
無形固定資産			92
			96,113

科 目	金 額		
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	8,647		
減価償却累計額	<u>△ 2,842</u>	5,804	
構築物	648		
減価償却累計額	<u>△ 396</u>	251	
機械及び装置	94		
減価償却累計額	<u>△ 47</u>	47	
車両運搬具	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
工具、器具及び備品	1,381		
減価償却累計額	<u>△ 788</u>	592	
土地		11,637	
リース資産	501		
減価償却累計額	<u>△ 227</u>	273	
建設仮勘定		26	18,633
無形固定資産			<u>4,600</u>
D その他の固定資産			23,234
有形固定資産			
土地		<u>114</u>	<u>114</u>
E 投資その他の資産			
関係会社株式			15,176
投資有価証券			35
長期貸付金			32
長期前払費用			1,629
その他の投資等			2,151
貸倒引当金			<u>△ 162</u>
固定資産合計			<u>18,863</u>
III 繰延資産			234,044
道路建設関係社債発行費			<u>429</u>
繰延資産合計			<u>429</u>
資 産 合 計			<u><u>783,845</u></u>

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	129,314	
1年以内返済予定長期借入金	5,043	
リース債務	145	
未払金	14,582	
未払費用	1,387	
未払法人税等	1,639	
繰延税金負債	3	
預り連絡料金	1,393	
預り金	18,673	
受託業務前受金	10,528	
前受金	1,688	
前受収益	7	
賞与引当金	1,494	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	92	
回数券払戻引当金	26	
その他の流動負債	1,522	
流動負債合計	187,544	
II 固定負債		
道路建設関係社債	339,533	
道路建設関係長期借入金	35,000	
その他の長期借入金	2,293	
リース債務	245	
繰延税金負債	22	
受入保証金	4,602	
退職給付引当金	64,652	
役員退職慰労引当金	23	
ETCマイレージサービス引当金	6,216	
カードポイントサービス引当金	388	
資産除去債務	122	
その他の固定負債	0	
固定負債合計	453,100	
負債合計	640,645	
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金		52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	
その他資本剰余金	6,293	
資本剰余金合計	58,793	
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	17,846	
繰越利益剰余金	14,060	
利益剰余金合計	31,906	
株主資本合計		143,200
純 資 産 合 計		143,200
負債・純資産合計		783,845

損 益 計 算 書  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	642,174	
道路資産完成高	130,411	
その他の売上高	2,016	774,601
2. 営業費用		
道路資産賃借料	448,915	
道路資産完成原価	130,411	
管理費用	195,350	774,676
高速道路事業営業損失		△ 74
II. 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
受託業務収入	17,443	
休憩所等事業収入	10,031	
その他の事業収入	1,159	28,634
2. 営業費用		
受託業務事業費	17,444	
休憩所等事業費	8,447	
その他の事業費用	1,320	27,212
関連事業営業利益		1,421
全事業営業利益		1,347
III. 営業外収益		
受取利息	6	
有価証券利息	51	
受取配当金	2,827	
土地物件貸付料	286	
雑収入	994	4,167
IV. 営業外費用		
支払利息	197	
社債利息	1	
雑損失	139	339
経常利益		5,175
V. 特別利益		
固定資産売却益	125	
その他特別利益	275	401
VI. 特別損失		
固定資産除却損	173	173
税引前当期純利益		5,403
法人税、住民税及び事業税	1,750	
法人税等調整額	297	2,047
当期純利益		<u>3,355</u>

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成24年4月1日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	16,857	11,694	28,551	139,845	139,845
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立					988	△ 988	-	-	-
当期純利益						3,355	3,355	3,355	3,355
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	988	2,366	3,355	3,355	3,355
平成25年3月31日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	17,846	14,060	31,906	143,200	143,200

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 一 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっている。
- ② 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）によっている。
- ③ その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法によっている。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。  
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。  
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。
- ② 商品・原材料・貯蔵品  
最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

#### 二 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。  
主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

#### 三 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

##### (3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上している。

##### (4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上している。

##### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理している。

##### (6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

##### (7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

##### (8) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上している。

#### 四 収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成 17 年国土交通省令第 65 号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引渡した日に行っている。

また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。

なお、平成 21 年 3 月 31 日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が 50 億円以上の長期工事（工期 2 年超）については工事進行基準を適用している。

#### 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

###### 道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

##### (2) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### 一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 340,000 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 220,000 百万円の担保に供している。

### 二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	3,937,017 百万円
中日本高速道路（株）	5,455 百万円
西日本高速道路（株）	31 百万円
合 計	3,942,504 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

- ① 日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	11,267 百万円
--------------------	------------

- ② 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	295,000 百万円
--------------------	-------------

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 60,000 百万円、道路建設関係長期借入金が 15,000 百万円それぞれ減少している。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,524 百万円
長期金銭債権	－百万円
短期金銭債務	44,641 百万円
長期金銭債務	861 百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 65 条の 7 及び第 65 条の 8 の規定により、各事業共用固定資産（有形固定資産）から控除している圧縮記帳額は 256 百万円であり、その内訳は以下のとおりである。

建物	158 百万円
土地	98 百万円
合計	256 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	10,172 百万円
営業費用	127,051 百万円
営業取引以外の取引による取引高	4,093 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

賞与引当金	564 百万円
退職給付引当金	22,893 百万円
ETC マイレージサービス引当金	2,201 百万円
その他	2,593 百万円

繰延税金資産小計 28,252 百万円

評価性引当額 △28,252 百万円

繰延税金資産合計 ー百万円

繰延税金負債

その他 △26 百万円

繰延税金負債合計 △26 百万円

6. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	409,508 百万円
1 年超	18,367,120 百万円
合計	18,776,628 百万円

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね 5 年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされている。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 17 条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされている。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっている。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっている。

7. 関連当事者との取引に関する注記

一 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	国土交通省(国土交通大臣)	(被所有)直接99.9%	道路の新設等の受託等	受託業務前受金の受入(注1. 注2)	10,333	受託業務前受金	8,643

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれている。  
2. 一般の取引条件と同様に決定している。

二 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ネクセリア東日本(株)	所有直接100%	休憩施設の賃貸等	配当金の受入(注1)	736		
子会社	(株)ネクスコ・トール北関東	所有直接100%	料金收受業務の委託等	配当金の受入(注1)	707		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社の株主総会の決議等をもって剰余金の配当が行われたものである。

三 兄弟会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	448,915	高速道路事業営業未払金	78,099
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産完成高	130,411	高速道路事業営業未収入金	15,456
				債務の引渡及び債務保証(注1)	75,000		
			借入金等の連帯債務	債務保証(注2)	3,937,017		
債務保証(注3)	231,267						

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡している。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っている。なお、保証料は受け取っていない。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務保証を行っている。なお、保証料は受け取っていない。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額のうち、11,267 百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と、220,000 百万円については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、それぞれ連帯して債務保証を行っている。なお、保証料は受け取っていない。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

8. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,363.81 円
一株当たり当期純利益金額	31.95 円

9. 重要な後発事象に関する注記

(重要な契約の変更)

当社は、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を変更することを、平成 25 年 5 月 22 日開催の取締役会にて決議している。

協定の相手	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
変更時期	平成 25 年 6 月 (予定)
変更内容	一般国道 6 号 (仙台南部道路 (仙台若林 JCT~仙台南 IC)) の、宮城県道路公社からの事業の引継ぎ、一般国道 468 号 (首都圏中央連絡自動車道 (栄 IC・JCT~藤沢 IC 及び大栄 JCT~松尾横芝 IC)) の事業の追加、太田 PA の整備及びスマート IC12 箇所の事業化、並びに計画料金収入及び道路資産の貸付料の増額等
変更による影響	当該変更により、協定上の計画料金収入及び道路資産の貸付料が増額となるが、影響額は未確定である。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月30日

東日本高速道路株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指有限責任社員 公認会計士 大下内 徹 ㊞  
業務執行社員

指有限責任社員 公認会計士 打越 隆 ㊞  
業務執行社員

指有限責任社員 公認会計士 近藤 浩明 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月30日

東日本高速道路株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大下内 徹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 打越 隆 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 近藤 浩明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、「平成24年度監査役監査方針及び実施計画」、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査役監査方針及び実施計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、当該会計監査人の職務が適正に行われることを確保するための体制についても、指摘すべき事項は認められません。

平成25年 6月 6日

東日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	南波 廣宜	Ⓔ
常勤監査役	佐伯 博三	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	秋山 和美	Ⓔ
監 査 役（社外監査役）	清原 建	Ⓔ